

販路開拓や売上拡大の取り組みを支援します！

# 「商工業者事業継続支援事業補助金」 のご案内

補助金最大

20万円

補助率  
 $\frac{2}{3}$

神河町の産業・商工業・観光復興を支える中小企業及び小規模事業者並びに個人事業主が実施する、ポストコロナを踏まえた「販路開拓」「事業継続」「商品・サービス開発・業務効率化（生産性向上）」等にかかる取り組みに対して経営計画を作成、その計画に沿った取り組みに対してかかった費用の2/3が補助されます。（1/3は自己負担）

## 対象となる取組例

### 広告宣伝

新たな顧客層の取込みを狙ったチラシ等の作成・配布  
自社知名度アップのための看板設置

### 商品開発

新たな顧客獲得のための商品開発費用

### 展示会・商談会への出展

新たな販路を求めた、国内外の展示会への出展

### 集客を高めるための店舗改装

幅広い年代層の集客を図るための店舗改装

### 機械装置の導入

新たな商品・サービス提供するための機器導入

### ITを活用した広報や業務効率化

ホームページの開設やネット販売システムの構築  
会計ソフトやレジソフトの導入による業務効率化

\*申請書は、神河町商工会にも設置しています。

\*申請の際には、認定支援機関（商工会・金融機関等）の事前確認が必要です。

提出先 / 問合せ 神河町役場〔ひと・まち・みらい課 TEL：0790-34-0971〕

## 対象事業者

神河町に事業所を有し、法人登記のある中小企業者、小規模事業者並びに個人事業主（町税等の滞納をしていない者）

## 対象経費

(1) 次の①～③の条件を全て満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生し対象期間内に支払いが完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

(2) 補助対象経費は以下の通りです。これ以外の経費は補助対象外となります。

経費内容	
① 機械装置等費	⑧ 借料
② 広報費	⑨ 専門家謝金
③ 展示会等出展費	⑩ 専門家旅費
④ 旅費	⑪ 設備処分費
⑤ 開発費	⑫ 委託費
⑥ 資料購入費	⑬ 外注費
⑦ 雑役務費	※ 詳細は、補助金交付概要を参照してください。

## 申請書類

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 反社会的勢力排除に関する誓約書（様式第3号）
- ④ 事業計画確認書（様式第4号）
- ⑤ 直近の確定申告書の写し
- ⑥ 見積書の写し

## その他

- ① 同一事業者からの申請は1件とします。（過去、本補助金交付を受けた事業者は対象外）
- ② 実績報告が必要となります。
- ③ 帳簿や証拠書類について、事業終了後5年間保存しなければなりません。
- ④ 消費税及び地方消費税は補助対象外です。
- ⑤ 本事業の利用実績がある方は申請できません。

## 提出先・問合せ

神河町役場 ひと・まち・みらい課  
TEL：0790-34-0971